

令和7年度 第4回鴨川市地域福祉推進会議

日時 令和8年2月18日(水) 午後1時から

場所 鴨川市総合保健福祉会館(ふれあいセンター)

2階 コミュニティホール

【出席者】

(委員)

鴨川市社会福祉協議会 会長	榎本 豊
鴨川市ボランティア連絡協議会 会長、鴨川市老人クラブ連合会 会長	鈴木 助市
鴨川市民生委員児童委員協議会 会長	寺尾 勝彦
NPO法人夕なぎ理事長	鎌田 麻子
鴨川市子ども会育成連盟会長	濱田 勝久
後見福祉サポート 遠坂事務所	遠坂 貴志

【欠席者】

安房地区保護司会鴨川支部長	栗原 弘道
---------------	-------

【事務局】

市民福祉部	鈴木 克己部長
健康推進課	長幡 祐自課長、石渡 一光課長補佐、高橋 誠係長、平川 健司副主査 濱崎 圭一副主査
福祉課	四宮 俊英課長、渡邊 賢次課長補佐、久保 和正主任主事
子ども支援課	嶋津 延枝課長
社会福祉協議会	羽田 幸弘事務局長、吉田 華子副主任
(株)ジャパンインターナショナル総合研究所	小林、大塚

【傍聴人】 0名

<次 第>

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議件
 - (1) パブリックコメントの結果について【資料1】
 - (2) 第4期鴨川市健康福祉推進計画・地域福祉活動計画(案)について
 - ・第4期鴨川市健康福祉推進計画・地域福祉活動計画(案)【資料2】
 - ・第4期鴨川市健康福祉推進計画・地域福祉活動計画概要版【資料3】
 - ・第2回合同会議及び第3回各論会議議事録(抜粋)【資料4】
 - (3) 今後のスケジュールについて【資料5】
- 4 その他
- 5 閉会

<会議録>

1 開会

事務局（久保主任主事）：皆さま、こんにちは。本日の進行を務めさせていただきます市民福祉部福祉課地域ささえあい係の久保と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。会議に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

事務局から事前に配付しました資料として

- ・【資料1】 鴨川市健康福祉推進計画・地域福祉活動計画（第4期）（案）に係るパブリックコメント実施結果
- ・【資料2】 第4期鴨川市健康福祉推進計画・地域福祉活動計画（案）
- ・【資料3】 第4期鴨川市健康福祉推進計画・地域福祉活動計画 概要版
- ・【資料4】 計画案修正に関するご意見（前会議事録より抜粋）
- ・【資料5】 今後のスケジュール

本日配付させていただいた資料で

- ・会議次第
- ・委員名簿（裏面が席次表となっています）
- ・【資料2-2】 計画（案）P.51《差替資料》
- ・【資料4-2】 高齢者単身世帯の推移について

以上です。過不足等ございませんでしょうか。なお、会議途中に綴じ込み資料に落丁ございましたら、お申し出くださるようお願いいたします。

この会議につきましては、鴨川市情報公開条例第23条に基づき、公開することとなっております。本日の傍聴人は0人でございます。また、議事録作成のため、録音させていただきますのでご了承願ひます。

それでは、会議を始めさせていただきます。本日の会議でございますが、栗原 弘道委員より所要により欠席する旨の連絡をいただいておりますので、報告いたします。

議題に入る前に委員の定足数を確認させていただきます。ただいま6名の委員の出席をいただいております。鴨川市附属機関設置条例第5条第2項の規定により、本日は過半数の委員が出席されておりますので、本会議は成立いたしました。よって鴨川市地域福祉推進会議を開会いたします。

はじめに本会議の委員長をお務めいただいている榎本 豊 委員長から、ごあいさつ頂きます。

2 あいさつ

榎本委員長：こんにちは。お忙しい中、お集まりいただきまして、ご苦労さまでございます。

今日は最終の会議ということで、第4期の健康福祉推進計画・地域福祉活動計画の内容を深めていきたいと思ひます。新しくパブリックコメントを加えた中での計画となっています。計画を作ったけれども誰が実行するのかとか、誰がどういう役目か、その辺のところは課題としてあります。各機関でそれぞれ施策を実施することになるかと思ひま

す。その中で当然課題等もあると思いますが、それは折を見て皆さんと共有しながら、この計画が実のあるものにできればと思います。今日は最終ですので、忌憚のないご意見をいただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

事務局（久保主任主事）：それでは、議件に入らせていただきます。鴨川市附属機関設置条例第5条第1項の規定により、委員長が、会議の議長になることとなっていますので、議長職を榎本委員長にお願いし、進めてまいりたいと思います。

それでは榎本委員長、よろしくお願いいたします。

榎本委員長：改めまして、よろしくお願い致します。なお、会議録の確認については、鎌田 麻子委員を指名させていただきたいと思います。鎌田委員よろしくお願い致します。

3 議件

(1) パブリックコメントの結果について【資料1】

榎本委員長：これより議事に入ります。

はじめに、議件1「パブリックコメントの結果について」を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局より資料1、資料2に基づき説明)

榎本委員長：ただ今事務局から説明がありました。質疑、ご意見等がありましたら、ご発言をお願いします。

鎌田委員：ひきこもり支援について、非常に丁寧に回答されていると思いますが、この回答を受けた方は、どこの課が、どういう機関がと不安に思うのではないかと思います。可能であれば、もう少しイメージできる回答にしていいただければと思います。

高齢者世帯への支援の終活の部分ですが、昨年夏ごろ、厚労省が国の制度として、終活や終わった後の支援をするという方針を固めていたように思います。可能であれば、政府の方針を確認して、そういう方針があれば加筆していただければと思います。

事務局（渡邊課長補佐）：ありがとうございます。1点目のひきこもり支援について、担当窓口、所管の部署がどこになるかは、市のホームページでは、福祉総合相談センター、福祉課の障害福祉係の2つの課が窓口として寄り添って支援してまいりますという形でお示ししています。生活困窮者自立支援法の広い枠組みの中でのひきこもりという状況に陥ってしまっている方への支援は、自立相談支援機関という生活困窮者自立支援法の中での位置づけとなり、それを負っているのが福祉総合相談センターです。そして、こころが原因でということになると、福祉課障害福祉の相談支援の事業の中での対応となります。この文章に2つの窓口を書き加えた形で回答を返したいと考えています。

事務局（四宮課長）：鎌田委員からいただいたご意見については、令和6年9月13日に閣議決定した高齢社会対策大綱において、「地域共生社会における身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応について」が厚生労働省から発出されたと認識しています。国においてモデル事業が実施されており、補助率は1自治体当たり4分の3とされており、令和6年9月時点で、全国9自治体が参画し取り組んでいます。参画自治体は主に人口規模の大きい団体であり、本市としても各種対策を検討しているところであり、今後は、先行自治体の取組を参考にしながら検討を進めていきます。

鎌田委員：ありがとうございます。今後、国の方向を見据えてという感じなのかと思います。

ひきこもりの件も丁寧な説明ありがとうございました。ひきこもっている方で、市に相談したけれどもこぼれ落ちてしまったという方もいましたので、可能であれば、市だけで完結するのではなく、県を巻き込んで他の機関とも連携しますということを入れていただけると、より膨らみがあり、実質そうなってほしいと思っています。

榎本委員長：ほかにご質問等ございますか。

内容については、今、質問にあったとおり、もう少し具体性を加味した中での対応ということでご了解いただいてよろしいですか。

（異議なし）

榎本委員長：ありがとうございます。それでは、議件1「パブリックコメントの結果について」は、そのようにさせていただきます。

（2）第4期鴨川市健康福祉推進計画・地域福祉活動計画（案）について

榎本委員長：続いて、議件2「第4期鴨川市健康福祉推進計画・地域福祉活動計画（案）」について議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

（事務局より資料2、資料4、資料4-2に基づき説明）

榎本委員長：ありがとうございます。ただいま、議件2について事務局より説明がありました。質疑、ご意見等があればお願いします。

遠坂委員：ご修正、仕上げ、ご苦労さまでした。

パブリックコメント、修正箇所について、概ね説明があり、個人的にはこれでいいのかと思っています。ただ、今後、この計画が承認されて第4期計画が4月から実施に移るとなると、4月以降、PDCAサイクルに基づいて、実施である「D o」につくこととなります。パブリックコメントの3つ目のご指摘については、鎌田委員からもご質問があつて四宮課長からご回答もありましたが、このご指摘はごもっともなことだと思っています。1点だけ、4月1日以降の実施の在り方について、意見を述べさせていただきます。

きたいと思っておりますが、時間がかかるので、あらかじめ意見書にまとめており、簡単に口頭で説明します。

この計画案の第4節、121ページに地域福祉活動計画の重点項目が掲げられています。これは、鴨川市における今後の成年後見制度の利用促進体制の在り方や成年後見制度を含めた鴨川市における権利擁護支援の推進体制づくりに関する提案です。パブリックコメントにもあったように、頼るべき身寄りのない高齢者等の増加を踏まえ、令和6年あたりから今日まで、国のほうで今後の地域共生社会づくりに向けての在り方について検討されてきました。このような背景を受けて、関連の法律の改正が予定されています。第2次高市政権が始まり、今日から特別国会が開催されるということで、恐らく、この特別国会に成年後見制度に関する民法の改正案が提出されます。それと歩調を合わせて、社会福祉法の改正案も特別国会に提出されるという予定になっています。

鴨川市だけではなく、わが国の地域の権利擁護支援の在り方について、大きな変革期にあたっている中で、鴨川市においては地域福祉計画が改定されるということで、地域福祉計画の原案はこれで良いと思っております。ただ、これをどのように実効性を持って実施していくかが、非常に大きな関心事であり、目標達成のために、1つの実施の在り方として、提案という形で意見を提出させていただきました。

5カ年計画が始まるのが令和8年度ですが、遅くないうちに、ぜひ鴨川市の成年後見制度の利用促進を含めた総合的な権利擁護支援体制づくりの体制の在り方について検討する場を何らかの形で設置していただきたい。ここをもって権利擁護行政である鴨川市役所、あるいは鴨川市社会福祉協議会を中心とした権利擁護推進センター、関係の介護福祉の事業者の方々、市民の方々、当事者の方々等々にお声かけをして、この5年間の早期のうちにざっくばらんに意見交換する場を設けていただきたいという思いで、意見書を出させていただきました。

私個人としても専門職後見人として、鴨川、安房地域、県南で活動してきていますが、この成年後見制度の変革に大きく影響を受ける立場の一人でもあります。これは行政に注文とか要望という形ですが、行政だけではなく、共生というところで、我々専門職団体、関係者等も一緒になって意見交換をしていって、将来の2040年に向けて地域福祉を盛り上げていければいいと考えております。

事務局(濱崎副主査):福祉総合相談センターの社会福祉士で権利擁護の部分を担当しています。遠坂委員から貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

安房圏域においては、平成25年ごろ、安房30町の成年後見制度の担当部署や関係機関からなる勉強会を開催し、それをきっかけに複数のプロジェクトチームを立ち上げました。そこから市民後見人の養成や安房4市町の成年後見制度利用支援事業の広域的なルール改正、また、成年後見制度の利用促進に伴う中核機関の設置など、専門家の方々に相談しながら具体化し、現在の体制をつくり上げてきた経緯があります。

今回、委員がおっしゃるとおり、民法や社会福祉法の改正が目前に迫っており、地域の権利擁護支援体制の変革期であるのは市としても認識しています。その法改正の内容を踏まえて、安房圏域に合った支援体制を構築していくことは新たな行政の責任である

と思っています。これまでも専門家の方々のご意見を参考にしながら、相談しながら一緒にこの地域の体制を整えていたという状況を鑑みれば、今後も専門職の方々、安房4市町の社会福祉協議会、行政が忌憚のない意見を取り交わしながら体制を考えていくのは重要であると思っています。法改正の内容を確認し、論点を整理しながら、中核機関の運営委員会などとも相談しながら話し合う場を調整していきたいと思っています。

もう1つ加えると、この安房圏域は県内でも極端に専門職が少ない地域です。せんだって県社協の意見交換会がありましたが、成年後見制度の利用促進を進めていくことと、この地域の後見人等のなり手不足という大きな課題も忘れてはいけない分野と思っています。このような課題は行政や市社協だけで解決することは難しいと捉えていますので、今後とも、専門職の先生方はじめ、いろいろな方と連携を図っていきたいと思っています。今後ともよろしく願いいたします。

榎本委員長：事務局を代表して何か意見がありますか。

事務局（社会福祉協議会 羽田事務局長）：ありません。

榎本委員長：ほかにございますか。

それでは、第4期鴨川市健康福祉推進計画・地域福祉活動計画（案）のうち、当会議の所掌部分である地域福祉計画及び地域福祉活動計画について、事務局から説明がありましたとおり、ご承認いただけますでしょうか。

（異議なし）

榎本委員長：異議もないようですので、承認いただいたものと認めます。

（3）今後のスケジュールについて

榎本委員長：これより、議件3の「今後のスケジュールについて」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

（事務局より資料5に基づき説明）

榎本委員長：ただ今、事務局より説明がありました今後のスケジュールについて、質疑、ご意見等がありましたらご発言をお願いします。

それでは、今後のスケジュールについては事務局からの説明のありましたとおり、ご承認いただけますでしょうか。

（異議なし）

榎本委員長：ご異議もないようですので、承認をいただいたものと認めます。

それでは、本日、ご審議いただく議件につきましては、以上となります。

何かほかにございますか。

皆さんから貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。事務局におかれましては、今後の事業遂行の中で、本日いただいたご意見等を踏まえ、進めていただきたいと思います。

本日の議件の審議が全て終了いたしましたので、以上をもちまして私の議長としての職務を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局（久保主任主事）：榎本委員長におかれましては議事をスムーズに進行いただきありがとうございます。委員の皆様も長時間にわたり、ご審議ありがとうございました。

4 その他

事務局（渡邊課長補佐）：ご審議ありがとうございました。せっかくの機会ですので、委員の皆様からご所属の案内、アナウンスなどございませんでしょうか。

それでは、事務局を代表して、市民福祉部鈴木部長より、皆様にお礼のごあいさつを申し上げます。

事務局（鈴木部長）：昨年の1月から今回まで計7回、皆様方にお集まりいただき、1年以上かけてこの計画を策定することができました。大変、立派な計画ができたものと感じております。ただし、計画を作ったから終わりではなく、これが始めということでございます。先ほど、遠坂委員からも建設的なご意見を頂戴しました。この計画を具現化していくには、やはり、そういったご意見をお持ちの方々のご協力、ご支援をいただかなくては、市だけでできるものではありません。改めまして、委員の皆様方の今後のご協力等をお願い申し上げます。御礼の言葉とさせていただきます。長い間、ありがとうございました。

5 閉会

事務局（久保主任主事）：それでは、以上をもちまして鴨川市地域福祉推進会議を閉会いたします。ありがとうございました。

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により会議録の内容について確認しました。

令和8年3月11日

署名 鎌田 麻子